

# Q63

概算払の請求手続きをしなかった場合、貯金等はどのような扱いとなるのですか。  
この場合、概算払の請求手続きをした場合と比べてどのような差異がありますか。

## Ans.

① 貯金等債権の買取り（概算払）の実施については、貯金保険機構が運営委員会の議決を経て買取期間等を定めたくえ公告します（Q60を参照してください）が、貯金者は、この買取期間内でなければ買取りの請求をすることはできません。

ただし、その買取期間内に請求しなかったことについて、災害その他やむを得ない事情があると貯金保険機構が認めるときはこの限りではありません。

② 貯金者が、所定の期間内に貯金等債権の買取り（概算払）の請求を行わなかったとき、破綻した農水産業協同組合について民事再生の手続が進行している場合には、貯金等債権は、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律に基づき、貯金保険機構が作成する貯金者表に掲載され、裁判所に届出が行われます。

したがって、貯金者は原則として貯金保険機構を代理人として倒産手続に参加し、弁済金・配当金の受取りを待つこととなります。なお、この場合、送金費用等の弁済に要する費用は、各貯金者の負担となります。

③ これに対し、所定の期間内に貯金等債権の買取り（概算払）の請求が行われた場合、貯金者は弁済金・配当金の受取りを待たずに早期に貯金等の一部の回収が可能となります。なお、この場合、送金費用のほか貯金保険機構の借入金利息等の買取りに要した費用は、精算払（「第1部 貯金保険制度の概要 3(3)ロ. 精算払」の項（12ページ）を参照してください）の際に控除されます。

# Q64

相殺適状の借入金等がありますが、概算払の請求をする際、どうすればよいのですか。

## Ans.

① 相殺を行うかどうかは、あくまで貯金者の判断によりますが、概算払は、買取りの対象貯金等の額に破綻農水産業協同組合の破産配当見込額等を考慮して決定した率（概算払率）を乗じた金額により貯金等債権が買取られることになり、その一部がカットされることがありますので、一般的には、買取りの請求前に貯金等と借入金等を相殺する方が、貯金者にとって有利になると考えられます。

② 相殺を行った後、なおも貯金等債権の買取りの対象となる貯金等の残高がある場合は、買取期間内であれば、貯金者はその額につき貯金保険機構に対し買取りの請求をすることができます。

I 貯金等の保護の範囲の概要

II 貯金保険制度のありまし

III 貯金者データの整備

IV 破綻時の付保貯金の取扱い

V 破綻時に保険金の支払対象とならない貯金等の取扱い

VI 破綻処理

VII 金融危機への対応

VIII 不良債権の回収と責任追及